

公募型プロポーザル質問回答書

令和8年10月23日

業 務 名		令和8年度 仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務
番号	質 問 事 項	回 答 事 項
1	(概要) 手持ち業務について 技術者の手持ち業務を記載するにあたり、契約金額の下限、件数の上限等ありますでしょうか。	当該内容の記載方法については、契約金額の下限、件数の上限に係る制限はありません。
2	(概要) 資料提供について 過去に実施した「仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業に係るアンケート調査について（宿泊業）」の事業者回答について資料提供をいただけないでしょうか。	仕様書 9.(2)の規定に基づき、関係資料等の貸与・提供につきましては、プロポーザル手続き終了後に、本市と正式に契約を締結した受託者に対する措置となっております。
3	(概要) 実施要領 6(1)④と仕様書 5.の対応について 実施要領 6(1)④において、企画提案書には「本仕様書の、5.業務内容を記載すること。※本仕様書 5.(1)～(6)の項目毎にまとめること。」とされています。一方、仕様書 5.には(1)～(9)の業務が規定されており、(7) 課題の整理及び事業スケジュールの検討、(8)庁内外の合意形成支援、(9) 報告書の作成が含まれています。 (7)～(9)については企画提案書への記載は不要と解してよろしいでしょうか。また、記載した場合、評価の対象となるかご教示ください。	仕様書 5.(7)～(9)に掲げる業務につきましては、企画提案書への記載を必須条件としておらず、各項目について記載していただいた場合、評価の対象となります。

4	（概要）「同種業務」「類似業務」及び実績の評価対象について 実施要領 3(3) の参加資格では「同種業務を元請けとして完了した実績」、6(1)①の業務実績書では「同種又は類似業務の完了実績」、8(3) 評価項目の業務実績では「同種・類似事業の受注実績」と、それぞれ表現が異なっています。 ①「類似業務」の定義をご教示ください。 ②評価項目における「受注実績」は「完了実績」と同義であり、履行中の業務は評価対象外と解してよろしいでしょうか。 ③加えて、共同企業体で応募した場合、代表企業のみならず、構成企業の実績も考慮されるという認識でよろしいでしょうか。	①類似業務とは、学校や体育館、図書館などの施設に係る導入可能性調査業務を指します。 ②御指摘のとおり、実施要領 8.3 (3) 記載の「受注実績」は「完了実績」と同義であり、現在履行中の業務は評価対象外となります。 ③御認識のとおり、共同企業体で御応募いただく場合は、代表企業のみならず、構成企業の実績についても評価の対象となります。
5	（概要）同種業務の要件「仕様書の業務内容を包含するもの」について 実施要領 3(3)において、同種業務は「地域活性化施設（道の駅、観光拠点、物産販売・飲食施設など）に関する導入可能性調査や基本計画策定（令和 8 年度仙台空港周辺地域活性化施設整備運営事業導入可能性調査業務仕様書の業務内容を包含するもの）にかかる業務」とされています。 「業務内容を包含するもの」とは、仕様書 5.(1)～(9)の全てを含む業務を指すのでしょうか。あるいは、主要な業務の一部（例：導入機能・施設規模の検討、事業手法の検討等）を含む業務であれば該当するのでしょうか。 また、基本計画策定業務が同種業務に該当する条件についても、あわせてご教示ください。	実施要領 3.(3)に記載の「業務内容を包含するもの」とは、仕様書 5.(1)～(9)の業務内容全てを網羅する業務を指します。したがって、御質問の基本計画策定業務につきましても、仕様書 5.(1)～(9)のすべての業務内容を包含しているものに限り、実施要領 3.(3)に定める同種業務に該当するものとして取り扱います。

6	（概要）企画提案（配点 80 点）の評価の観点について 実施要領 8(3)の定性的評価における「企画提案」の主な評価基準は「評価項目における課題、提案内容の独創性・実現性が示されているか。」とされています。 ①ここでいう「評価項目」とは、仕様書 5.(1)～(6)の各業務項目を指すと解してよろしいでしょうか。 ②項目ごとの配点又は評価の観点が定められている場合、可能な範囲でご教示ください。	①仕様書 5.(1)～(6)の各業務項目の他、実施方針も指します。 ②本プロポーザルでは、各事業者様の柔軟で創造的なアイデアや専門的なノウハウを御提案いただくため、評価基準の詳細については、非公開としております。仕様書及び実施要領に記載されている評価項目、配点及び主な評価基準を踏まえ、最適な御提案をいただけますようお願いいたします。
7	（概要）価格点（配点 20 点）の算定方法について 実施要領 8(3)の定量的評価における「価格点」の主な評価基準は「妥当性のある価格、積算内訳となっているか。」とされています。 価格点は、算定式（例：最低提案価格÷提案価格×配点）により算出されるのでしょうか。算定式があればご教示ください。	本プロポーザルでは、各事業者様の柔軟で創造的なアイデアや専門的なノウハウを御提案いただくため、評価基準の詳細については、非公開としております。仕様書及び実施要領に記載されている評価項目、配点及び主な評価基準を踏まえ、最適な御提案をいただけますようお願いいたします。
8	（概要）民間事業者参入意向調査の実施方法・範囲について 仕様書 5.(5)において、意向調査は「10 社以上、又は市と協議の上、十分な数の民間事業者を対象とすること」とされています。 ①調査方法について、市として想定又は指定する方法はありますか。 ②基本計画策定時のサウンディング調査や前回公募時に対話を行った民間事業者を調査対象に含めた上で、10 社以上となりますか。	①調査方法につきましては、本プロポーザルにおいて各事業者様の創意工夫に基づく御提案を期待している事項であるため、本市として特定の調査手法の想定や指定は行っておりません。 ②御認識のとおり、基本計画策定時のサウンディング調査や前回公募時に対話を実施した民間事業者についても、調査対象に含めて差し支えございません。

9	（概要）市から貸与・提供される資料について 仕様書 9(2)において、市は「本業務を実施する上で必要となる関係資料等を、可能な限り受託者に貸与又は提供するものとする」とされています。 基本計画策定時の関係資料は貸与・提供の対象となるとの認識ですが、プロポーザル履行にあたって貸与いただくことは可能でしょうか。	仕様書に規定する関係資料等の貸与・提供につきましては、プロポーザル手続き終了後に、本市と正式に契約を締結した受託者に対する措置となっております。 このため、プロポーザルの応募を検討されている段階の事業者様に対する事前の関係資料の貸与・提供は行っておりません。
10	（概要）庁内外の合意形成支援の範囲について 仕様書 5.(8)において、「庁内の検討組織や市議会等における協議や説明会等使用する資料を作成すること」とされています。 ①想定されている会議体（庁内検討組織、市議会、説明会等）及びそれぞれの開催回数の見込みをご教示ください。 ②資料作成に加え、会議への出席や説明補助は本業務の範囲に含まれますか。	①過去の基本計画策定時の実績や今回の業務の想定を踏まえ、現時点では「庁内検討会：2 回程度」「市議会：2 回程度」の開催を見込んでおります。 ②御認識のとおり、会議資料の作成に加え、会議への出席および説明の補助についても本業務の範囲に含まれます。
11	（概要）担当技術者の評価における「繁忙度」について 実施要領 8(3)の定量的評価における「担当技術者の評価」の主な評価基準として「業務実績、繁忙度など」とされています。 繁忙度の評価にあたり、様式第 5 号の手持ち業務について、評価の基準（件数・契約金額・役割等）等がある場合、ご教示ください。	本プロポーザルでは、各事業者様の柔軟で創造的なアイデアや専門的なノウハウを御提案いただくため、評価基準の詳細については、非公開としております。 仕様書及び実施要領に記載されている評価項目、配点及び主な評価基準を踏まえ、最適な御提案をいただけますようお願いいたします。

12	（概要）第二次審査（プレゼンテーション）における資料の取扱いについて 実施要領 8(2)において、プレゼンテーションの説明は「提出した企画提案書に記述された文章、図、イラスト等の範囲内で行うこととし、追加資料の配布や使用は一切認めない」とされています。 企画提案書に記載した文章・図等と同一の内容を、スライド形式に再構成して大型モニターに投影することは認められるでしょうか。	企画提案書の記載内容の範囲内であれば、企画提案書に記載されている文章・図等と同一の内容をスライド形式に再構成し、大型モニターに投影することは認められます。
13	（概要）補助・交付金制度等の検討範囲について 仕様書 5.(4)において、国、県その他の関係機関が実施する補助・交付金制度等について、本事業への活用可能性及び活用した場合の財政負担への影響を調査することとされています。 ①市として既に活用を想定している、又は関係機関と相談中の制度があればご教示ください。 ②地方債の充当を含めた財政負担の分析は、本業務の検討範囲に含まれると解してよろしいでしょうか。	①現時点において、本市として具体的に活用を想定している制度や、関係機関と個別に事前相談を行っている補助・交付金制度はございません。 ②御認識のとおり、地方債の充当を含めた財政負担に関する分析についても、本業務の検討範囲に含まれます。
14	（概要）本業務完了後の事業スケジュールについて 基本計画第6章のロードマップでは、令和13年度の供用開始を目指すとされています。 本業務の完了後に予定されている公募準備（実施方針、要求水準書等の作成）及び事業者公募の時期について、現時点の想定をご教示ください。	現在お示ししている基本計画内のロードマップが、現時点における事業全体の想定スケジュールとなります。
・回答者（公印省略） 都市政策課 齋藤 博		